

諮問番号：平成 28 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 28 年度答申第 1 号

答 申 書

平成 29 年 3 月 24 日

南あわじ市行政不服審査会

第 1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

関係書類及び当審査会で実施した口頭意見陳述の内容を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 固定資産税の賦課徴収に加え、国民健康保険税で資産割を賦課徴収されているのは、二重課税に近い不合理なことである。

また国民健康保険税の所得割が前年所得をもとに算定されるため、年金収入が減っているにも関わらず実質負担が上がってしまい、納税者にとって不合理である。所得税のようにその年の所得に基づいて賦課徴収されるべきである。

以上の 2 点を理由とし、本件処分 of 取消しを求める。

- (2) 納税通知書に国民健康保険税の軽減制度及び減免制度に関する基準の明示がなく、税額の決定根拠が曖昧である。納税通知書にそれらの基準の明示を求める。

- (3) 市の財源に黒字が発生しているのだから、国民健康保険税の財源に充てることで、納税者の負担を減らすことを求める。

2 処分庁の主張

関係書類の内容を総合すると、概ね次のとおりである。

なお、審査請求人の主張(3)については、当審査会で実施した口頭意見陳述時に述べられたものであるため、これに対応する処分庁の主張はない。

- (1) 審査請求人の平成 28 年度国民健康保険税額は、地方税法及び南あわじ市国民健康保険税条例（以下「国保税条例」という。）に基づいて適正に算出されたものであり、本件審査請求の棄却を求める。

- (2) 国民健康保険税の軽減制度及び減免制度については、納税通知書には明示がないが、パンフレットを同封することで納税者に対しては明示できている。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人に対する平成28年度国民健康保険税は、国保税条例第2条第1項の規定により、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を算定し、また審査請求人が同条例第23条第2号の軽減世帯に該当するためそれぞれの規定による減額を行い、端数調整して得た額の合算額により賦課されたものであり、違法または不当な点は認められない。
- (2) 本審理は、処分庁によってなされた個々の処分が法令や条例の正しい解釈に基づき適正に行われたかどうかを審理するものであって、個々の処分の前提となっている国民健康保険制度自体の適否や国民健康保険に関する法令や条例の内容及びこれらの規定によって定められた保険税の額や徴収方法の相当性について審理する権限を有しているものではない。

第4 審査庁の意見

本件処分は、法令に基づいた適正な賦課決定処分であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成29年1月13日 諮問書受理

平成29年2月9日 調査審議

平成29年3月10日 審査請求人に対する口頭意見陳述

平成29年3月24日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 審理手続について

本件審査請求について、審理員による適正な審理手続が行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

- (1) 審査請求人に対して賦課された平成28年度国民健康保険税額について、関係法令等に基づき当審査会で検証した結果、違法又は不当な点は認められなかった。(別紙参照)

なお、審査請求人は国民健康保険税の資産割及び前年所得をもとに算定される所得割が課税されることの不合理を主張しているが、当審査会は個々の行政処分の違法性及び不当性を審議する機関であり、法令や条例そのものの不当性について審議する機関ではないため、当該主張は行政不服審査法における審査の対象外である。

- (2) 地方税法第 713 条において、地方公共団体は国民健康保険税を普通徴収によって徴収しようとする場合は、遅くともその納期限前 10 日までに納税者に納税通知書を交付すべき旨が規定されている。また、その記載すべき内容については同法第 1 条第 1 項第 6 号において規定されている。

本件処分にかかる納税通知書は、処分庁より審査請求人に対して平成 28 年 7 月 13 日に同日付で送付されていることと、また処分庁に対する審査請求人の反論書において添付されている納税通知書の写しを見る限り、この点において違法性及び不当性は認められない。

また、審査請求人は国民健康保険税の軽減制度及び減免制度に関する基準を納税通知書に明示することを求めているが、納税通知書に当該内容を記載したパンフレットを同封していることから相当の教示は行われており、当該処分の不当性の理由には当たらない。

- (3) 当審査会の実施した口頭意見陳述において審査請求人が述べた市の財源を国民健康保険会計へ充てる旨の主張については、市の政策部分への要望と考えられるため、行政不服審査法における審査の対象外である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

南あわじ市行政不服審査会

会長 道上 明

委員 入谷 修司

委員 木戸 秀行

委員 松本 裕昭

委員 堀川 雅清

別紙 省略